

島田市告示第41号

島田市空き家改修等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月25日

島田市長 染谷 絹代

島田市空き家改修等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、川根地域（編入前の榛原郡川根町の区域をいう。）の空き家を有効に活用することにより、市民と市外居住者との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、島田市空き家バンク事業実施要綱（平成27年島田市告示第35号。以下「実施要綱」という。）の規定により交渉の申込みのあった住宅を改修する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 実施要綱第4条の規定により空き家に関する情報を登録した所有者等のうち、移住者と当該住宅の賃貸借契約（使用貸借契約を含む。以下同じ。）を締結した者をいう。
- (2) 移住者 実施要綱第9条の規定により空き家バンク利用登録台帳に登録された者で、同要綱第12条の規定により空き家の交渉の申込みを行ったもののうち、所有者等と当該住宅の賃貸借契約を締結したもの（転入して当該住宅に住所を定める者に限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の表に掲げるものとする。

区分	要件
所有者等	(1) 補助金の申請時において、申請者及び申請者と生計を一にする世帯の構成員に係る市税、介護保険料、国民健康保険税、保育所の保育料、水道料、下水道使用料、市営住宅の家賃、市の汚水処理場の使用料及び学校給食費保護者負担金（以下「市税等」という。）に滞納がないこと（市内に住所を有する場合に限る。）。 (2) 移住者と生計を一にしていないこと又は3親等以内の親族でないこと。
移住者	所有者等と生計を一にしていないこと又は3親等以内の親族でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家の居住部分を移住者のために改修する事業のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 所有者等と移住者とが当該住宅の賃貸借契約を締結し、かつ、改修について合意していること。

- (2) 所有者等が移住者に当該住宅を貸し付け、又は移住者が当該住宅を借り受ける場合にあっては、補助金の交付を受けた日から5年以上当該住宅を貸し付け、又は借り受ける予定であること。
- (3) 当該住宅の改修が、市内に事業所を有する事業者（個人事業者を含む。）により施工されること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 補助対象者が住宅の居住部分の改修について自ら施工する場合
- (2) この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある場合
- (3) 前項第1号の契約締結の日から起算して、6月を経過している場合  
（補助対象経費及び補助金の率（額））

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 水道、ガス又は電気の改修に要する経費
- (2) トイレ又は風呂の改修に要する経費
- (3) 内装、外装又は屋根の改修に要する経費
- (4) 家財道具の搬出又は廃棄に要する経費
- (5) 屋内又は屋外の清掃に要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める経費

2 補助金の額は、補助対象経費の額（補助対象経費について国・県等から補助金等の交付を受けている場合にあっては、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額）の2分の1以内の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を限度とする。

- (1) 移住者が申請時において中学生以下である子どもと改修した住宅に同居する場合 50万円
- (2) 前号に掲げるもの以外 30万円

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。  
（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
- (3) 位置図
- (4) 配置図
- (5) 平面図
- (6) 見積書の写し
- (7) 当該住宅の改修等をする前の状況を撮影した写真
- (8) 当該住宅の賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し
- (9) 当該住宅の登記事項証明書又は所有者及び建築年月日を確認することができる

## 書類

- (10) 誓約書（様式第2号）
- (11) 移住者の住民票の写し
- (12) 当該住宅の改修に関する所有者等の承諾書（申請者が移住者の場合に限る。）  
（様式第3号）
- (13) 市税等に滞納がないことを確認できる書類若しくはその写し又は市の職員が市税等に滞納がないことを調査することを承諾する書類（申請者が所有者等であつて、市内に住所を有するものである場合に限る。）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付の条件）

第7条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合

- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (3) 補助対象事業により効用の増加した財産については、補助金の交付を受けた日から5年を経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があつた場合には、補助金の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助対象事業により効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（交付決定の通知）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が第7条第1号ア及びイに規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第1号）
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 変更後の配置図
- (4) 変更後の平面図
- (5) 変更後の見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるとき

は、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 施工箇所ごとの施工状況が分かる写真
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 補助対象事業に要した経費の領収書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条の補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条、第9条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業計画（変更事業計画、事業実績）

事業実施場所 (改修する住宅の所在地)		島田市				
移住者	住所	〒				
	ふりがな				電話番号	
	氏名					
改修する住宅に同居する家族	氏名		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		続柄		生年月日	年 月 日
施工業者	所在地	〒 島田市				
	ふりがな				電話番号	
	名称及び 代表者氏名					
改修事業の内容 (具体的に)						
事業実施期間		年 月 日～ 年 月 日				

2 補助金の額の算定の内訳

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の内容を括弧書きし、その下に変更後の内容を記載すること。

様式第2号（第6条関係）

誓約書

島田市空き家改修等事業費補助金の交付を受けるに当たり、補助金の交付を受けて改修した住宅については、5年以上、  
の住宅として 使用する こと  
使用させる  
を誓約します。

年 月 日

島田市長

住所  
申請者  
氏名

印

承 諾 書

年 月 日

島田市長

所有者等 住所 [法人にあっては、その主たる事務所の所在地]  
氏名 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名] 印  
電話番号

私は、この度、私が所有する下記の住宅について、 が、島田市空き家改修等事業費補助金交付要綱に基づく改修工事等を行うことを承諾します。

記

1 建築物の所在地 島田市

2 建築年月 年 月